

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年7月14日

横浜市契約事務受任者  
金沢区長 齋藤真美奈

1 契約の概要

横浜横須賀道路朝比奈インターチェンジEランプ(横浜市管理区域)舗装補修工事  
(切削オーバーレイ174㎡ 区画線工1式)

2 履行(納品)場所

金沢区朝比奈町208番地先

3 契約日

令和7年3月19日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月19日から令和7年7月31日

5 契約金額

¥10,241,000(うち消費税等 ¥931,000)

6 契約の相手方(名称及び住所)

請負人 福井建設株式会社

代表者 代表取締役 福井 正秀

住所 横浜市金沢区釜利谷西3-27-13

7 当該契約を行わざるを得なかった理由

横浜横須賀道路朝比奈インターチェンジ出口Eランプの横浜市管理区域の車道部において約10cmの轍ぼれが発生し、東日本高速道路株式会社(NEXCO 東日本)から緊急に舗装補修工事を行うよう要請を受けました。これを放置するとバイクの転倒など重大な交通事故の発生につながるおそれがあり緊急を要するため、金沢土木事務所が高速道路出口Eランプを通行止めにし、応急的に舗装補修工事を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該工事は、高速道路出口ランプを止めるため、NEXCO 東日本や県警高速隊との調整及び高速本線等での通行規制の事前広報を要し、協議の結果、施工日及び施工時間帯が限定され、施工の延期もほぼ不可能な状況となりました。この時間的な制約の中で緊急かつ安全に施工するためには、同種工事の実績があり、高速道路上での通行規制も熟知している施工業者と契約する必要があります。

福井建設株式会社は、本市の要請に基づき応急活動を実施する災害協力事業者として、災害協力事業者名簿に登録されており、過去に同種工事の施工実績があり、通行規制に必要な保安用品資機材の迅速な調達も可能であるため、同社を緊急補修業者に選定したものです。

9 所管課

金沢土木事務所道路係